別表七㈡　記載要領

1　この表は、法人が法第59条第１項若しくは第２項（同項第３号に掲げる場合に該当する場合に限る。）（会社更生等による債務免除等があつた場合の欠損金の損金算入）の規定の適用を受ける場合又は経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第114号）第２条の規定による改正前の法人税法第59条第１項若しくは第２項（同項第３号に掲げる場合に該当する場合に限る。）（会社更生等による債務免除等があつた場合の欠損金の損金算入）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「欠損金及び災害損失金の額（25の計）又は（別表七㈠「３」の計）⑼」及び「欠損金及び災害損失金の額（25の計）又は（別表七㈠「３」の計）⑳」の各欄は、平成24年４月１日以後に開始する事業年度にあつては「又は（別表七㈠「３」の計）」を消し、同日前に開始した事業年度にあつては「（25の計）又は」を消すこと。

3　「当期控除額（⑺と⑻のうち少ない金額）又は（⑺と⑽のうち少ない金額）⑾」の欄は、平成24年４月１日以後に開始する事業年度にあつては「又は（⑺と⑽のうち少ない金額）」を消し、同日前に開始した事業年度にあつては「（⑺と⑻のうち少ない金額）又は」を消すこと。この場合において、同日前に開始した事業年度にあつては、「欠損金額からないものとする金額⑾－⑽（マイナスの場合は０）⑿」の欄及び「控除未済欠損金額の調整」の各欄は、記載を要しない。

4　「所得金額差引計（別表四「41の①」）㉒」の欄の記載に当たつては、次によること。

⑴　震災特例法第15条第６項（震災損失の繰戻しによる法人税額の還付）の規定の適用を受ける場合には、別表四「41の①」の外書の金額を「別表四「41の①」」の金額に加算した金額を記載すること。

⑵　震災特例法第18条の３第１項（再投資等準備金）の規定の適用を受ける場合には、「別表四「41の①」」の金額は、再投資等準備金として積み立てた金額を損金の額に算入しないで計算した場合の別表四「41の①」の金額とすること。

5　「当期控除額（⑱、⑲と㉒のうち少ない金額）又は（⑱、㉑と㉒のうち少ない金額）㉓」の欄は、平成24年４月１日以後に開始する事業年度にあつては「又は（⑱、㉑と㉒のうち少ない金額）」を消し、同日前に開始した事業年度にあつては「（⑱、⑲と㉒のうち少ない金額）又は」を消すこと。この場合において、同日前に開始した事業年度にあつては、「欠損金額からないものとする金額㉓－㉑（マイナスの場合は０）㉔」の欄及び「控除未済欠損金額の調整」の各欄は、記載を要しない。

6　「調整前の控除未済欠損金額　㉕」の欄は、次によること。

⑴　当該事業年度が法第57条第２項若しくは第４項（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し）又は第58条第２項（青色申告書を提出しなかつた事業年度の災害による損失金の繰越し）の規定の適用を受ける事業年度である場合には、別表七㈠付表一「３」の欄の金額を記載すること。

⑵　当該事業年度が法第57条第６項に規定する承認の取消し等の場合の最終の連結事業年度終了の日の翌日の属する事業年度である場合（⑴に該当する場合を除く。）には、同項の規定により当該法人の欠損金額とみなされる法第81条の９第６項（連結欠損金の繰越し）に規定する連結欠損金個別帰属額を記載すること。

⑶　当該事業年度前の各事業年度において生じた欠損金額（欠損金額とみなされたものを含む。）のうち、法第57条第９項又は第58条第４項の規定によりないものとされる欠損金額及び当該法人が法第57条の２第１項（特定株主等によつて支配された欠損等法人の欠損金の繰越しの不適用）に規定する欠損等法人である場合における同項に規定する適用事業年度前の各事業年度において生じた同項に規定する欠損金額は、記載しないこと。